

## 表 彰 基 準

過去に本会の表彰を受けた者を除く。

本会の会員組合、又は会員組合事業所に勤務していること。

年数の算定にあたっては、平成 30 年 3 月 31 日現在とする。

各表彰基準は以下の通りとする。

### 【組合功労者】

#### ※平成 18 年 4 月 1 日以前に就任した方が対象

組合功労者は、組合の育成強化に尽くし、その功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 組合の役員であること。
- (2) 引続き 12 年以上組合経営又は組合運動の経験を有すること。
- (3) 組合員の信頼が厚く、人格・識見ともに卓越していること。

[注] ○ 組合設立時に就任された役員は、組合の設立年月日より起算するものとする。

○ 組合功労者は、現在役員であり、かつ役員として通算 12 年以上であること。

### 【組合優秀事務局専従者】

#### ※男性は平成 20 年 4 月 1 日、

#### 女性は平成 22 年 4 月 1 日以前から勤務している方が対象

組合優秀事務局専従者は、指導力に優れ業務の遂行に功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる資格を備える者でなければならない。

また、組合の工場管理者、技術指導者、主任検査員及びこれに準ずる要職にある者を含む。

- (1) 10 年以上(女性は 8 年以上)の勤続者であること。
- (2) 責任感が旺盛で指導者としての人格・識見がともに優れていること。

[注] ○ 専ら組合業務に従事し、組合との雇用関係があること。

### 【永年勤続従業員】

#### ※男性は平成 10 年 4 月 1 日、

#### 女性は平成 15 年 4 月 1 日以前から勤務している方が対象

永年勤続従業員は、同一組合員事業所に 20 年以上(女性は 15 年以上)勤務し、成績優秀な者で、かつ他の範とするにたる者でなければならない。

[注] ○ 取締役等役員の職にある者は、永年勤続従業員としては対象外になります。